

平成31年3月5日

市内指定居宅介護支援事業所管理者 様

市内指定訪問介護事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局介護保険課

訪問介護サービスの通院・外出介助に係る主なQ&Aについて

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号。以下「居宅サービス運営基準」という。）の第13条第10号において、介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等が保険給付の対象になるかどうかを区分し、原案の内容を利用者・家族に説明の上、同意を得る旨規定されているところですが、訪問介護サービスのうち、特に通院・外出介助のサービスについては、保険給付の適否を含めて頻繁にお問い合わせをいただいているところであります。

つきましては、平成16年7月21日付けで当課より発出した「訪問介護サービスの通院・外出介助に係る主なQ&Aについて」については廃止をし、改めて厚生労働省から出されております通院・外出介助に係る主なQ&Aを中心に下記のとおり整理をいたしましたので、居宅サービス計画の作成、訪問介護計画の作成にあたりましては、内容を十分ご理解いただき、介護報酬の返還等が生じないようにご留意願います。

なお、下記Q&Aの整理にあたり、原文の文意を損なわない範囲で加除訂正が加えてあることをお断りいたします。

「通院等のための乗降介助」サービスの取扱い

※利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合の取扱い（98単位）。

Q： 居宅サービス計画に「通院等のための乗降介助」を位置付けるときに、
アセスメントが適切に行われていない場合の取扱いについて

A : 「通院等のための乗降介助」の単位を算定するにあたっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置付ける必要があると規定されている。

従って、こうしたアセスメントが行われていない場合は、不適正な給付として返還を求めることとなる。

Q : 往路は家族等が対応し、復路は「通院等のための乗降介助」を算定できるか。

A : 「通院等のための乗降介助」は片道につき算定する。従って、所定の算定要件を満たす場合は復路について算定できる。

Q : 1日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗降介助」を算定できるか。

A : 居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。従って、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等のための乗降介助」を算定できない。

※居宅を介さないで居宅外のみで行われるサービスは訪問介護サービスに該当しない。

Q : いわゆる介護タクシーにおける受診中の待ち時間（利用者が診察室に入るまでの待ち時間）の取扱いについて

A : 「通院等のための乗降介助」は、通院等のための外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受診中の待ち時間（利用者が診察室に入るまでの待ち時間）については、待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に関わらず、「通院等のための乗降車介助」を算定することになり、別に「身体介護中心型」を算定できない。

Q : 「要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗降介助を

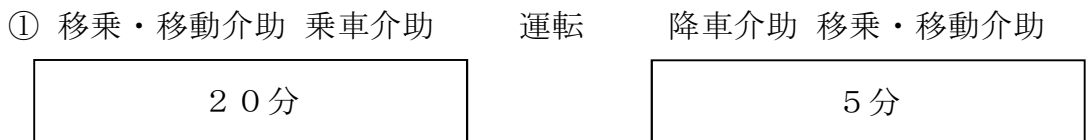
行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要し、かつ手間にかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。」という「前後の所要時間」について

A： 要介護4又は要介護5の利用者に対して「身体介護中心型」を算定するためには、通院等のための乗降介助を行うことの前又は後に連続して行われる手間にかかる外出に直接関連する身体介護の所要時間は、20～30分程度以上を要する。このとき、前後の所要時間は通算できない。
なお、「身体介護中心型」を算定する場合は、運転時間を控除して前後の所要時間を通算する。

(例)

例①は乗車前に20分の「外出に直接関連する身体介護」を行っているため、身体介護中心型を算定できる。乗車前及び降車後の所要時間を通算して25分の身体介護（所要時間30分未満）を算定する。

例②は乗車前又は降車後に20～30分程度以上の「外出に直接関連する身体介護」を行っていないため、身体介護中心型を算定できず、「通院等のための乗降介助」を算定する。



*身体介護中心型を算定できる



*身体介護中心型は算定できない

Q： 「通院等のための乗降介助」の前後に連続して行われる外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）や生活援助（調理・清掃等）は別に算定できるか。

A： 「通院等のための乗降介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外

出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）については、その所要時間が30分～1時間程度以上を要しかつ身体介護が中心である場合に限り、外出に直接関連しない身体介護及び通院・外出介助を通算した所要時間（運転時間を控除する）に応じた「身体介護中心型」を算定できる。この場合には、「通院等のための乗降介助」は算定できない。

また、生活援助については、当該生活援助の所要時間が所定の要件を満たす場合に限り、その所要時間に応じた「生活援助中心型」を算定できる。この場合には、「通院等のための乗降介助」も算定できる。

Q： 別に同乗する訪問介護員等が「通院等のための乗降介助」のみを行い、移送中に介護を全く行わない場合（車両を運転する訪問介護員等とは別に訪問介護員等が同乗する場合）の取扱いについて

A： 車両を運転する訪問介護員等とは別に訪問介護員等が同乗する場合であっても、当該同乗する訪問介護員等が「通院等のための乗降介助」のみを行い、移送中の気分の確認など移送中に介護を全く行わない場合については、「通院等のための乗降介助」と実質的に同じ内容のサービスであるので、「通院等のための乗降介助」を算定することとし、「身体介護中心型」は算定できない。

「人工透析時間中」の取扱いと「受診中の待ち時間」の取扱い

Q： 人工透析のために通院する利用者の通院介助において、透析時間中の付き添い介助を依頼された場合、透析中は医療機関の看護師等が様態確認等を行うものであることから、透析時間中の訪問介護費の算定はできないか。

A： 透析時間中は算定できない。（利用者が透析室又は診察室に入っている時間中はいかなる場合も算定できない）

Q： 通院・外出介助における受診中の待ち時間（受診するまでの待ち時間）の取扱いについて

A： 通院・外出介助における単なる待ち時間はサービス提供時間に含まない。院内の付添いのうち具体的な「自立生活支援のための見守りの援助」は、

身体介護中心型として算定できる。

なお、院内の付添いなど居宅以外において行われる訪問介護については、居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に限り認められるため、院内の付添い行為だけをもってして単独行為として算定することはできない。

公共交通機関又は一般タクシー等の利用による通院・外出介助

Q： 事業者が車と運転手を無償で提供し、（運転手とは別の）ヘルパーが利用者の介助を行う場合、通院介助を算定できるか。

A： 運転手が別にいて、利用者に対して専従のヘルパーが付いている場合は、乗車時間（常時の見守りが必要な場合に限る。）についても身体介護中心型を算定できる。

一連のサービス行為

Q： 朝ヘルパーが診察券を窓口に提出、昼に通院介助、夕に薬をヘルパーが取りに行く場合、朝・夕のサービスに対する報酬は、それぞれについて算定するのか、朝・夕を一連の行為として算定するのか。

A： 居宅サービス計画上では、朝・夕のサービスを、昼の通院介助を含めて1回の訪問とみなし、報酬の対象として差し支えない。ただし、このような取扱いは通院介助に限定されるものである。

Q： 通院の往復は利用者の夫が運転する自家用車で行き、訪問介護員が外出準備→車の乗降介助→受診の手続き及び院内の移動介助を行うも訪問介護員が自家用車に同乗できない場合、通院介助として一連のサービス行為は成立しているため、利用者が自家用車に乗車している時間を除き通院介助を算定できるか。

A： 算定できる。

2人の訪問介護員等によるサービス提供

Q： 通院・外出介助において、利用者の状況等により、2人の訪問介護員等

によるサービス提供が必要となった場合の取扱いについて

A： 通院・外出介助において、1人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、当該訪問介護員等は「身体介護中心型」を算定するが、このとき、当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等は、サービス行為の所要時間や内容に関わらず、別に「通院等のための乗降介助」を算定できない。

ただし、例えば、重度の要介護者であって、①体重が重い利用者に重介護を内容とする訪問介護を提供する場合や②エレベーターのない建物の2階以上の居室から外出させる場合など、利用者の状況等によりやむを得ず2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合に限り、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間に応じた「身体介護中心型」の100分の200に相当する単位数を算定できる。また、上記の場合において、例えば、2人の訪問介護員等が移動介助・乗車介助を行い、その後、1人の訪問介護員等が移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が小さいため、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに「身体介護中心型」を算定できる。

遠距離の通院・外出介助に対するサービス提供拒否

Q： 遠距離にある病院等への通院・外出介助であることをもってサービス提供を拒否することは、正当な拒否事由に当たるか。

A： 居宅サービス運営基準第9条で指定訪問介護事業者は正当な理由なくサービス提供を拒否してはならないこととされているが、サービス提供を拒否することのできる正当な理由がある場合とは、

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外にある場合
- ③その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合

とされている(居宅サービス運営基準解釈通知第3-3(2))。

従って、単に遠距離にある病院等への通院・外出介助であることを理

由としてサービス提供を拒否した場合、居宅サービス運営基準第9条に違反する。

運転時間中の取扱い

Q： 指定訪問介護事業所の指定を受けているタクシー会社（いわゆる介護タクシー）において訪問介護員の資格を有する運転手が、タクシーを運転して通院・外出介助を行う場合は、運転中の時間も含めて介護報酬を算定できるか。

A： 居宅を訪問した訪問介護員がタクシー運転手のみの場合は、運転中は運転に専念するため介護を行い得ず、また、移送（運転）の行為は、訪問介護サービスに含まれないことから、運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない。ただし、利用者の心身の状態等から走行中にも介護の必要があり、運転手以外に同乗した訪問介護員が介護を行うのであれば、走行中に行う介護の時間も介護報酬の算定対象となる。

乗合形式による通院・外出介助

Q： いわゆる介護タクシーが利用者に対して通院・外出介助を行う場合に、運転手兼訪問介護員が数人の利用者宅を回り、「相乗り」をさせて病院等へ移送し、介助を行うことは可能か。

A： 複数の要介護者に「通院等のための乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。

外出介助の範囲

Q： 選挙の投票に行くために、ヘルパーが利用者を投票所まで介助することは、訪問介護として認められるか。

A： 認められる。

Q： 利用者が冠婚葬祭に出席するに際し、外出介助として、利用者が居宅を出てから帰宅するまで訪問介護員が同行し、出席先での食事の介助、トイレ

レの介助等を行った場合、介護報酬の算定はできるか。

A： 冠婚葬祭への出席は基本的には家族親戚地縁者等が介護を兼ね同行するのが通例であり、必要があれば生活支援事業等を利用されたい。

Q： 夫が入院中の妻をお見舞いに行く際の付き添いは、算定できるか。

A： 日常生活上必要性が認められる病院への頻繁でない見舞いであれば、外出介助としての身体介護を算定できる。ただし、妻の病室までの往復にかかる外出介助行為に限定されるものである。

Q： [1] 居室から次の場所（目的地）への外出（公共交通機関での移動）介助を行い、当該地での付き添い等身体介護を行う場合の介護報酬の算定の取り扱いは次のとおりでよいか。

① 銭湯→日常生活上必要な入浴であって、居室に浴室がない等居宅での入浴が不可能な場合は、銭湯も居宅（日常生活の場）の延長ととらえて、銭湯までの移動介助及び銭湯での入浴介助について算定できる。

これ以外の場合（温泉等娯楽のための入浴の場合又は居宅での入浴が可能な場合等）は算定できない。

② 職場→日常生活の場ではないため、移動介助及び職場内での付き添い介助ともに算定できない。

③ 公共施設→日常生活上必要な要件（申請、届出等生活上必要な手続き）である場合は、移動介助及び施設内での付き添い介助について算定できる。

[2] ①と③で算定できる場合について、居室からの移動介助がなく、当該地での付き添い等身体介護のみの場合（移動は家族等により行い、ヘルパーは当該地に直行。）は、居室からの移動介助がないため算定できないか。

A： [1] ①について、居宅に浴室がない場合は、日常的に必要な入浴であれば訪問入浴やデイサービス等の利用が前提であるが、それが困難な場合は例外的に、銭湯事業者や他の銭湯利用者の了解、事故が起こった場合の責任、ヘルパーの理解を含め訪問介護事業者等との調整の上、保険者の判

断で行う必要がある場合は（保険適用を）妨げるものではない。

②については貴見のとおり。

③については、公共施設における介助が期待できない場合は、算定できる。

[2]については、算定できない。

必要であれば生活支援事業等を利用されたい。